



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月7日火曜日 第1740号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	161
指定医療機関の名称の変更.....	161
指定医療機関の所在地名の変更.....	161
指定医療機関の廃止の届出.....	161
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	162
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....	162
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	163
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	163
道路の供用開始（県道美川松山線）.....	164
道路の区域変更（県道論田袋口線）.....	165
道路の供用開始（"）.....	165
道路の区域変更（県道奥浦白浦線）.....	165
道路の供用開始（"）.....	165
道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....	166
道路の供用開始（"）.....	166
都市計画の変更（一部変更）.....	166

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行..... 166

告 示

○愛媛県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
おち内科循環器科	医療法人 おち内科循環器科	伊予郡松前町大字大溝 508番地12	平成18年 1月1日
たくぼ眼科	医療法人 たくぼ眼科	今治市南宝来町三丁目 2番地9	平成17年 12月1日
清岡眼科	医療法人 清岡眼科	宇和島市御幸町二丁目 5番5号	平成18年 1月1日
クリニック山崎内科	医療法人 クリニック山崎	四国中央市川之江町29 78-1プライムビル1階	平成18年 1月1日
メディコ21薬局・重信店	株式会社 メディコ・二十	東温市野田三丁目1- 13	平成18年 2月2日

○愛媛県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変 更 年 月 日
旧	新			
今井皮膚科泌尿器科	今井皮膚泌尿器科医院	今井達二	今治市共栄町二丁目1-24	平成15年7月1日

○愛媛県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地 名		変 更 年 月 日
		旧	新	
伊藤医院	伊藤 薫子	上浮穴郡美川村有枝304の 第1	上浮穴郡久万高原町有枝31 88番地	平成16年8月1日

○愛媛県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
モリオカ歯科砥部診療所	医療法人 モリオカ歯科	伊予郡砥部町千足161 番地	平成17年 2月1日
足立歯科医院	医療法人 足立歯科医院	伊予郡松前町大字大間 字伽羅165番地	平成17年 7月1日

おち内科循環器科	越 智 隆 明	伊予郡松前町大字大溝508番地12	平成18年1月1日
吉 田 医 院	吉 田 陸 朗	南宇和郡愛南町船越740-2	平成17年10月1日
た く ぼ 眼 科	田 窪 一 徳	今治市南宝来町三丁目2番地9	平成17年12月1日
渡部歯科医院	渡 部 幸 男	今治市菊間町浜68	平成17年12月25日
中 川 医 院	中 川 久 仁 男	宇和島市恵美須町二丁目5-9	平成17年10月1日
清 岡 眼 科	清 岡 博 士	宇和島市御幸町二丁目5番5号	平成18年1月1日

麻 生 内 科	麻 生 恵 子	新居浜市八幡二丁目1-15	平成17年7月8日
松木歯科医院	松 木 朝 夫	新居浜市泉宮町6-31	平成17年10月26日
筒井整形外科	筒 井 武 志	西条市大町字弁財天706の4	平成17年11月1日
井久保歯科診療所	井久保 敦 雄	伊予市双海町上灘甲5690	平成15年3月31日
クリニック山崎内科	山 崎 柳 一	四国中央市川之江町2978-1プライムビル1階	平成18年1月1日

○愛媛県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人陽成会	今治市朝倉下乙102番2	デイサービスリーフガーデンあさくら	今治市朝倉下乙102番2	平成18年1月20日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	ケアサポートセンター喜光地	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	平成18年1月19日
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	認知症専用デイサービスセンター「和が家」	新居浜市郷三丁目16番7号	平成18年1月26日
有限会社リベット	西条市小松町南川甲236番地1	デイサービスセンター池さん	西条市小松町南川甲236番地5	平成18年1月18日

○愛媛県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名 称	所 在 地	
有限会社ひまわりの郷	新居浜市大生院154-3	（変更後） 認知症対応型共同生活介護事業所まごころケア	新居浜市大生院154-3	平成17年10月11日
		（変更前） 痴呆対応型共同生活介護事業所まごころケア		

○愛媛県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅） 介護事業者 の 名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名 称	所 在 地	
株式会社シンコー	広島県福山市松永町五丁目 5番25号	ハートフルケアホーム青空	(変更後) 今治市南高下町二丁目2番 67号	平成16年11月1日
			(変更前) 今治市南高下町二丁目1610 番地3	

○愛媛県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅） 介護事業者 の 名 称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
医療法人北辰会	西条市氷見兵477	まなべ病院指定訪問介護事業所	西条市氷見兵477	平成17年8月31日
社会福祉法人双海夕なぎ荘	伊予市双海町上灘5269 - 1	指定訪問入浴介護事業所双海夕なぎ荘	伊予市双海町串甲3670 - 16	平成17年10月31日

○愛媛県告示第318号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智 忍

今治市大西町脇1032番地1

- 埋立区域

- (1) 位置

今治市宮窪町宮窪2777番から同2822番9までの地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線並びに18点と1点を結び春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.84メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院四等三角点・天王）は、北緯34度10分13秒4812、東経133度04分38秒1923の地点

1点は、基点から真北358度34分01秒560.517メートルの地点

2点は、1点から真北71度31分28秒7.576メートルの地点

3点は、2点から真北70度26分52秒4.476メートルの

地点

4点は、3点から真北120度52分31秒22.528メートルの地点

5点は、4点から真北162度36分56秒10.020メートルの地点

6点は、5点から真北252度18分06秒3.713メートルの地点

7点は、6点から真北162度26分05秒15.437メートルの地点

8点は、7点から真北252度49分11秒2.007メートルの地点

9点は、8点から真北162度28分27秒14.611メートルの地点

10点は、9点から真北72度31分34秒1.998メートルの地点

11点は、10点から真北162度33分02秒29.896メートルの地点

12点は、11点から真北252度23分27秒1.996メートルの地点

13点は、12点から真北162度36分13秒14.586メートルの地点

14点は、13点から真北73度11分41秒1.968メートルの地点

15点は、14点から真北162度29分10秒15.481メートルの地点

16点は、15点から真北71度54分00秒3.679メートルの地点

17点は、16点から真北162度37分47秒19.658メートルの地点

18点は、17点から真北245度35分00秒24.920メートルの地点

(3) 面積

3,614.34平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成8年4月18日 愛媛県指令河第152号

4 しゅん功認可年月日

平成18年3月7日

○愛媛県告示第319号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智 忍

今治市大西町脇1032番地1

2 埋立区域

(1) 位置

今治市宮窪町宮窪2776番2から同7879番2までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から26点までを順次直線で結んだ線並びに26点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.84メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院四等三角点・天王）は、北緯34度10分13秒4812、東経133度04分38秒1923の地点

1点は、基点から真北21度22分37秒294.656メートルの地点

2点は、1点から真北61度55分03秒4.070メートルの地点

3点は、2点から真北332度07分33秒4.010メートルの地点

4点は、3点から真北242度10分01秒3.718メートルの地点

5点は、4点から真北332度02分40秒11.150メートルの地点

6点は、5点から真北242度01分05秒1.935メートルの地点

7点は、6点から真北331度57分29秒14.611メートル

の地点

8点は、7点から真北62度44分29秒1.958メートルの地点

9点は、8点から真北332度02分45秒24.498メートルの地点

10点は、9点から真北242度49分36秒1.979メートルの地点

11点は、10点から真北332度02分40秒14.578メートルの地点

12点は、11点から真北62度38分44秒1.980メートルの地点

13点は、12点から真北332度02分44秒11.639メートルの地点

14点は、13点から真北347度12分07秒11.651メートルの地点

15点は、14点から真北257度04分13秒1.984メートルの地点

16点は、15点から真北347度13分45秒14.553メートルの地点

17点は、16点から真北76度22分41秒1.978メートルの地点

18点は、17点から真北347度12分13秒24.515メートルの地点

19点は、18点から真北257度49分08秒1.947メートルの地点

20点は、19点から真北347度09分34秒14.574メートルの地点

21点は、20点から真北77度24分39秒1.959メートルの地点

22点は、21点から真北347度12分16秒11.157メートルの地点

23点は、22点から真北77度15分56秒3.715メートルの地点

24点は、23点から真北347度04分13秒14.354メートルの地点

25点は、24点から真北245度26分13秒24.836メートルの地点

26点は、25点から真北245度25分39秒1.955メートルの地点

(3) 面積

5,436.23平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成5年3月31日 愛媛県指令4河第191号

4 しゅん功認可年月日

平成18年3月7日

○愛媛県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝2836番2から 同町有枝2818番まで	平成18年3月7日

○愛媛県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山547番1地先から 同町立山478番7まで	旧	メートル 4.1～8.8 20.5～84.0	キロメートル 0.243 0.204	
			新	20.5～79.0	0.204	

○愛媛県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山547番4から 同町立山478番7まで	平成18年3月7日

○愛媛県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町奥浦字中浦甲210番2地先から 同町奥浦字奥ノ谷387番27地先まで	旧	メートル 3.0～33.6	キロメートル 0.322	
			新	3.0～33.6 16.6～71.0	0.322 0.220	

○愛媛県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町奥浦字中浦甲210番2地先から 同字甲242番1地先まで	平成18年3月7日

○愛媛県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦95番5から 同町中浦24番2まで	旧	メートル 4.4~10.8	キロメートル 0.097	
			新	10.8~15.2	0.097	

○愛媛県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦95番5から 同町中浦24番2まで	平成18年3月7日

○愛媛県告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。
 その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
 平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
東予広域都市計画臨港地区 新居浜臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 新居浜市惣開町、大江町、港町、菊本町一丁目、菊本町二丁目、垣生三丁目、多喜浜及び黒島の各一部
 - (2) 削除する部分 新居浜市中須賀町二丁目、港町及び阿島の各一部

公 告

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成18年3月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 試験の施行日時
 - (1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成18年7月2日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成18年9月24日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成18年7月23日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成18年10月8日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしてい

る者に限り行うことができる。

平成18年4月1日(土)午前10時から7日(金)午後4時までの間に、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成18年4月10日(月)から14日(金)までの午前10時から午後4時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、同日までの消印があるものに限り、郵送による提出を受け付ける。

郵送による場合は、受験申込書に直接提出することができないことを証する書面を添え、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達郵便で送付すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町四丁目1番5号 愛媛県建築士会館内)

(イ) 提出先

社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町四丁目1番5号 愛媛県建築士会館内)

4 建築設計製図の課題

平成18年6月21日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(広島県広島市中区大手町二丁目11番15)及び社団法人愛媛県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

平成18年9月5日(火)(予定)付けで通知する。

6 合格発表

平成18年12月7日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。

